

PLUM 法導入に伴う緊急地震速報電文等説明会

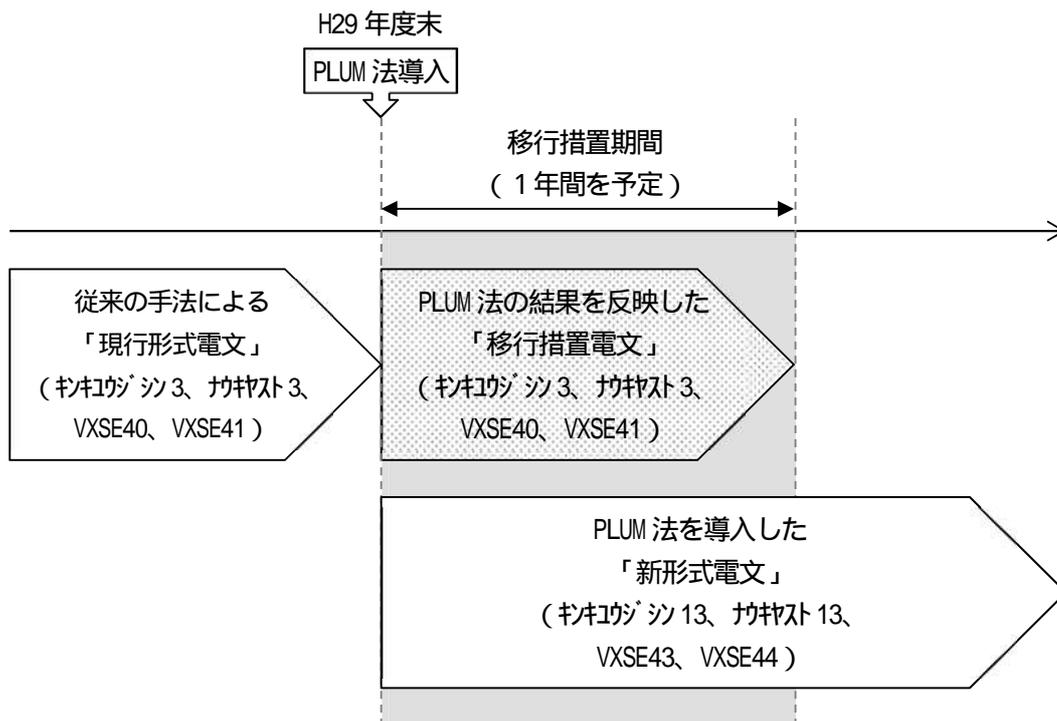
概要

移行措置について [資料 1]

平成 29 年度末の PLUM 法の導入にあたり、受信機器等への影響を把握するため、気象庁は 4 月下旬から 5 月中旬にかけて関係の皆様からアンケートをお願いしました。その結果、約半数の関係の皆様から回答を得ることができ、そのうち約 8 割は平成 30 年 3 月までに改修可能であることがわかりました。一方、残り約 2 割は改修が間に合わないこともわかりました。

アンケート結果を受け、気象庁では、各事業者における緊急地震速報の安定的な伝達の確保及び PLUM 法の円滑な導入のため、PLUM 法を導入した「新形式電文」とともに、当面の移行措置として、現行電文形式を変更せずに PLUM 法の結果を反映した「移行措置電文」を並行配信します。

ここでは「新形式電文」と「移行措置電文」の違い、電文ヘッディングの変更について説明します。



「PLUM 法による予想震度電文」の取りやめについて [資料 2]

「PLUM 法による予想震度電文 (ナカサ プラム 3、VXSE48)」を用いたポイントの予測は、気象庁が PLUM 法により予測した値からの更なる予測となり、PLUM 法を用いた予測手法の適用範囲外となることから、事業者が PLUM 法を用いた予報を行う際の予報資料としては使用できず、またポイントの予測は、リアルタイム震度電文から直接予測できることから、作成・配信を取りやめることとしました。これについて説明します。

配信する電文の内容について [資料 3]

2月の説明会での説明内容について、補足的な事項を説明します。

PLUM 法導入スケジュール・試験配信等について [資料 4、5]

移行措置に伴い、変更することとなった PLUM 法導入スケジュールを説明します。

長周期地震動に関する予測情報等について [資料 6]

今後、緊急地震速報（警報）を発表する条件に長周期地震動階級の予測値を追加する方針について説明します。